

① 授業料等の納付について

授業料等については、1年次生の後学期以降、卒業（修了）までの間の、前期と後期の2回、送付先に郵送される「振込依頼書（納付書）」を使い、金融機関で納付します。財務部窓口での納付はできません。
 ※「振込依頼書（納付書）」は、通常、保証人の住所に送付されます。自分の住所への送付を希望する場合は、必ずK's Lifeにより、「授業料等納付書送付先」の項目を、「本人宛」に変更してください。

■ 延納手続きについて

1. 授業料等が期限までに納付されない場合は、授業料未納による「除籍」となります。納付期限までに納付できない場合、早めに国際交流センターに相談してください。
2. やむを得ない事由により授業料等の延納を希望される場合は、財務部財務課窓口で所定の「修学費等延納願」を受け取り、必ず手続き期限までに財務部財務課に提出してください。

■ 2019年度 授業料等納付スケジュール

学期	月	通常の手続き	延納する（通常通り納付できない）場合の手続き
前期	4月	[中旬] 「振込依頼書（納付書）」郵送	[上旬～19日（金）] 延納手続き期間
	5月	[13日（月）] 納付期限	
	6月		[27日（木）] 納付期限
後期	9月	[中旬] 「振込依頼書（納付書）」郵送	[中旬～25日（水）] 延納手続き期間
	10月	[15日（火）] 納付期限	
	11月		[27日（水）] 納付期限

② 授業料減免について

本学では、学部・短期大学部および大学院の正規課程に在学中の経済的事由により修学が困難であると認められる私費外国人留学生に対して、授業料を減免することがあります。

■ 授業料減免の申請手続きについて

授業料減免の申請手続きは、国際交流センターが指定する期日（詳細は掲示等でお知らせします）までに、所定の「授業料減免申請書」その他の必要書類を国際交流センターに提出しなければなりません。

■ 授業料減免の実施について

授業料減免が認められた場合、第2回分納時に授業料が減額されます。したがって、第2回分納時には減免額を除いた「振込依頼書（納付書）」が大学から送られて来ます。



注意

授業料減免を申請しない者、また、申請しても、成績不良者、経済的事由により修学が困難であると認められない者、修学年限を越えて在学する者および休学している者等は授業料減免の対象となりません。

※経済的事由により修学が困難であると認められる者

- ① 仕送り（学費は含まない）の平均月額が90,000円以下である者
- ② 在日している扶養者がいる場合、その年収が500万円未満の者

■ 授業料減免の取消しについて

授業料減免を受けた留学生が次のいずれかに該当するときは、減免を取消す場合がありますので十分留意してください。

- ① 学則に基づき懲戒処分を受けたとき（定期試験不正行為等）
- ② 申請書類の重要な箇所に虚偽の記載があったと判明したとき
- ③ 在留資格を「留学」から変更したとき
- ④ その他、本学の学生としてふさわしくない行為があったとき

※ 授業料減免を取消された留学生は、直ちに減免された授業料を納付しなければなりません。納付しない場合は除籍処分となります。

■ 休学に伴う授業料減免の適用について

休学した年度は授業料減免の対象となりません。そのため、半期休学をした方については、授業料減免の適用回数が少なくなりますので、留意してください。

